

令和3年第4回臨時会
赤井川村議会会議録
第1日（令和3年11月29日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第49号 特別職の職員で常勤のものゝ給与の支給の特例に関する条例案について
第 5 議案第50号 教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案について
第 6 議案第51号 議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案について

追加日程

- 第 1 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
教	育	課	長	根	井	朗	夫	君		
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君

◎議会事務局

事務局長
書記

瀬戸雅哉君
伊藤秋恵君

(午後 2時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和3年第4回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
本臨時会に提出されました案件は、議案3件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、湯澤幸敏君及び6番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願ひたいと思ひます。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますと思ひますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願ひたいと思ひます。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第49号ないし日程第6 議案第51号

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案についてを議題といたします。
この際、日程第4、議案第49号から日程第6、議案第51号までを一括議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案について、日程第5、議案第50号 教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案について及び日程第6、議案第51号 議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案について、一括議題といたしたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(馬場 希君) それでは、ただいま提案をさせていただきます議案についてご説明をさせていただきます。

まずは、1件目、議案第49号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案について。

特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、現下の新型コロナウイルス感染症への対応及び地域公共交通課題等を鑑み、令和3年12月の期末手当の支給に関する特例を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

1枚おめくりください。条例案でございます。特別職の職員で常勤のものの給与の支給の特例に関する条例案。

令和3年12月1日を基準日とする村長及び副村長の期末手当の額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年赤井川村条例第19号)第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当の額から同項に規定する期末手当の額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

今回の条例案につきましては、先ほど理由を申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの関係、あと地域公共交通の課題など、地域に関わる様々な課題を解決するため、今回の条例を制定するものでございますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきたいというふうに思います。

続きまして、議案第50号でございます。以下、内容は同様の内容になっておりますので、条例案の朗読は省略させていただきます。

教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案について。

教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日提出、赤井川村長。

理由としましては、現下の新型コロナウイルス感染症への対応及び地域公共交通課題等を鑑み、令和3年12月の期末手当の支給に関する特例を設けるため、この条例を制定しようとするものである。

以上でございます。

続きまして、議案第51号 議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案について、議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年11月29日提出、赤井川村長。

理由としましては、現下の新型コロナウイルス感染症への対応及び地域公共交通課題等を鑑み、令和3年12月の期末手当の支給に関する特例を設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

以上、3件の提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 特別職の職員で常勤のものとの給与の支給の特例に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第49号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第49号 特別職の職員で常勤のものとの給与の支給の特例に関する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第50号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第50号 教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案については原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第51号 議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会運営委員会委員長申出

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和3年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。
令和3年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

（午後 2時09分閉会）